

●第51回広島市都市計画審議会（H28年8月10日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	広島駅新幹線口周辺地区 地区計画	<p>広島駅新幹線口周辺地区では「二葉の里地区の整備に関する基本協定書（平成21年5月）」等を踏まえ、建築計画が具体化した地区から、順次、用途地域及び地区計画の変更を行うこととしている。</p> <p>この度、計画が具体化した地区について、「広島駅新幹線口周辺地区における用途地域及び容積率の見直し等の都市計画に関する運用方針（平成21年12月）」に基づいて、容積率の最高限度を変更するものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について（広島市決定）	西風新都大塚西三丁目4番ほか地区 地区計画	<p>西風新都大塚西三丁目4番ほか地区において、土地所有者から都市計画法に基づく地区計画決定の提案が提出された。</p> <p>本地区計画は効率的な土地利用による良好な市街地の形成を図り、地域のまちづくり機運の醸成に繋がるものであるため、同提案に基づき、地区計画の決定を行うものである。</p>
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について（広島市決定）	西風新都梶毛東工業地区 地区計画	<p>西風新都梶毛東工業地区は、「ひろしま西風新都都市づくり推進プラン（現活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013）」において、五日市ICや広島西風新都ICに近接した立地特性を活かし、工業・流通系の土地利用を図る地区に位置付けられており、この方針に基づき、平成20年12月に地区計画を決定した。</p> <p>当初、地区内道路（西風新都環状線）の予定範囲を基に土地利用計画を決定したが、この度当該道路の設計が完了し、一部土地利用計画の見直しを行う必要が生じたため、その変更を行うものである。</p>
広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について（特定行政庁 広島市長）	/	<p>市街化調整区域内の建築物の容積率等の数値については、建築基準法の規定に基づき、都市計画審議会の議を経て特定行政庁（広島市長）が定めることとされている。</p> <p>この度、市街化調整区域内の西風新都大塚西三丁目4番ほか地区及び西風新都梶毛東工業地区において、地区計画を定めることから、当該地区計画の区域内における容積率等を、地区計画の内容に合わせて変更するものである。</p>